

京都市告示第45号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和8年4月1日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

京都市住宅供給公社 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

次に掲げる市営住宅の家賃、共益費、敷金及び有料付属施設使用料のうち、当該市営住宅の管理事務所及び京都市住宅供給公社事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務

楽只、東天王町、岡崎、錦林、養正、三宅第二、壬生東、二条、三条、山科、東野、御陵、音羽千本、音羽、大宅、柳辻西、柳辻、西野山、勧修寺第一、勧修寺第二、勧修寺北、崇仁、八条、唐橋、唐橋第二、南烏丸、南岩本、東岩本、岩本、東九条、高瀬川南、上烏羽口、山ノ本、久世、久世南、壬生、桃陵、醍醐中山、醍醐南、醍醐中、醍醐東、醍醐西、小栗栖、辰巳、石田東、石田西、大受、いわたの森、越後屋敷、深草、深草第三、鈴塚、桜島、田中宮、竹田、改進、加賀屋敷、下烏羽及び久我のもりの各市営住宅

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年4月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和8年4月1日

(都市計画局住宅室住宅管理課)